

牧之原市保育料表（2号認定・3号認定用）

世帯の階層区分		利用者負担額（月額）						
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	7,000円	7,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	
第3階層	第1階層を除き、市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	15,000円	14,700円	13,000円	12,700円	12,000円	11,700円
第4階層		67,000円未満	24,000円	23,500円	21,000円	20,600円	20,000円	19,600円
第5階層		97,000円未満	26,000円	25,500円	23,000円	22,600円	21,000円	20,600円
第6階層		133,000円未満	33,000円	32,400円	26,000円	25,500円	22,000円	21,600円
第7階層		169,000円未満	35,000円	34,400円	29,000円	28,500円	24,000円	23,500円
第8階層		235,000円未満	45,000円	44,200円	30,000円	29,400円	25,000円	24,500円
第9階層		301,000円未満	49,000円	48,100円	31,000円	30,400円	26,000円	25,500円
第10階層		397,000円未満	51,000円	50,100円	32,000円	31,400円	27,000円	26,500円
第11階層		397,000円以上	60,000円	58,900円	33,000円	32,400円	28,000円	27,500円

備考

- この表の第2階層から第11階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割（以下「所得割」という。）を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。
- この表において4月から8月までの月分の利用者負担の額にあっては前年度分の市町村民税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担の額にあっては当該年度分の市町村民税額を基に決定するものとする。
- この表において保育標準時間とは、牧之原市保育の必要性の認定基準に関する条例（平成26年条例第36号）第5条第1項第1号の規定による1日当たりの保育の利用を11時間までとするものをいう。保育短時間とは同条例第5条第1項第2号の規定による1日当たりの保育の利用を8時間までとするものをいう。

4 この表の3歳未満児、3歳児及び4歳以上児とは、児童福祉法第24条本文の規定による保育の実施がとられた当該年度4月初日時点での年齢をいう。

5 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担の額とする。

(1) 「母子世帯等」...母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に支給認定子どもを扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」...次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童及び国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者その他適当な者

(3) 「その他の世帯」...保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	利用者負担額(月額)					
	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	14,000円	13,700円	12,000円	11,700円	11,000円	10,700円

6 第2階層から第11階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、特例保育を受けている場合、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している又は地域型保育給付の対象事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)を利用している場合において、2人目の利用者負担は、別表2に掲げる額(備考4の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の半額、3人目以降については0円とする。